

# 美浜の会ニュース

No. 136

2015. 9. 10

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之  
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)  
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円  
購読料 年2千円

## 高浜原発3・4号の再稼働を阻止しよう

基準地震動は平均値を基にした過小評価

高経年化対策は既に期限切れで法令違反

舞鶴市民の避難所は、事故後に複数の候補から決める等、新たな問題が明らかに

九州電力と規制委員会・政府は、鹿児島県内はもとより全国の再稼働反対の声を踏みにじり8月11日に川内原発1号を起動した。8月20日には復水器細管に穴があく損傷を確認しながら、止めて調査や原因究明をすることもなく、細管に栓をする対症療法だけで運転を続けた。何があっても再稼働ありきの強行姿勢だ。川内原発の次には、高浜原発3・4号、伊方原発3号の再稼働を狙っている。先行する高浜原発の再稼働を止めよう！

### 高浜原発3・4号の再稼働を狙う関電

高浜3・4号の仮処分異議審の最中にも関わらず、規制委員会は8月17日に高浜3号の使用前検査を開始した。使用前検査の最終工程は、核燃料を装荷しての試験となる。関電は10月中旬に核燃料を装荷し、11月に原子炉を起動させる計画を規制委員会に出している。これについて西川福井県知事は、「装荷は地元同意後」と9月7日の定例会見でけん制している。

知事発言の背景には、仮処分裁判の行方と福井県原子力安全専門委員会での議論、再稼働について国が責任を明確にしないこと、避難計画は未完であること(福井から兵庫への避難中継地点が決まらない)等がある。仮処分裁判は、4月14日の住民勝利の決定に対し、関電が異議を申し立て、9月3日に異議審の第一回審尋が行われた。当日は基準地震動等について関電側が説明し、次回10月8日は申立人側が説明することになっているという。審尋の日程は11月13日も確保されているが、新しい裁判長は3回目の審尋を開くか言明していない。

この仮処分裁判を支援すると同時に、法廷外での再稼働反対の声を一層強めていこう。福井県安全専門委員会では、委員から厳しい意見が続いており、汚染水問題、基準地震動の問題などが議論され、福井と関西から傍聴にかけつけた市民が監視を続けている。避難計画の問題は、各市町への申し入れで具体的な問題点が次々に浮上している。

安全性の問題と、避難計画に実効性がないことを広く住民に知らせ、高浜原発3・4号の再稼働を止めるため、全力をあげていこう。

9月16日(水) 国相手の大飯原発止めよう裁判第15回法廷にご参加を

11:00 ~ 大阪地裁202号法廷

傍聴の抽選 10:45 別館南側玄関前 / 10:30 ~ 10:45 抽選券配布に並んでください

終了後に報告・交流会 11:30 ~ 13:30 大阪弁護士会館1203号室

法廷の報告と基準地震動批判について 報告・議論

戦争法案を廃案に！武村二三夫弁護士(大阪弁護士会 憲法委員会委員長)

高浜3・4号再稼働阻止に向けての議論

高浜原発・大飯原発の基準地震動は「平均値」で過小評価

基準地震動の過小評価については、これまでも述べてきたが、関電は、基準地震動を決めるための地震規模（地震モーメント $M_0$ ）の評価については入倉・三宅式を基にしている。しかし、この入倉・三宅式は「経験式」の一つであり、データ集団の平均値となっている。この平均的性格については、4月の福井地裁の仮処分決定が「万一の事故に備えなければならない原子力発電所の基準地震動を地震の平均像を基に策定することに合理性は見出し難いから、基準地震動はその実績のみならず理論面でも信頼性を失っていることになる」（決定31頁 下線は引用者）と厳しく批判している。

また、国の審査ガイド（基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド）では、「経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と指摘している。しかし関電は、「経験式が有するばらつき」は一切考慮せず、規制委員会は自らのガイドを無視してこれを許可している。

武村式も地震規模を評価する式だが、入倉・三宅式のばらつきを考慮すれば、武村式はその最も厳しい位置（地震規模が大きくなる）にある。また、武村式は日本の大地震のみの平均値であり、基準津波の評価で武村式が使用されているという独自の性格をもっている。そして国のガイドに従い、武村式でもばらつきを考慮すれば、入倉・三宅式による結果（関電・国が採用）の11.5倍の地震規模となる。島崎前規制委員会委員は5月の学会で、武村式を引き合いに出し、入倉・三宅式は過小評価であると批判している。基準地震動は見直すべきだ（5頁参照）。

30年を経過した高浜3・4号の高経年化対策は時間切れ。再稼働は法令違反

運転開始から30年目を迎える原発は、高経年化対策として高経年化技術評価を実施し、長期保守管理方針を策定し、運転開始から30年目までに、高経年化対策を含む保安規定が認可されていなければならない。しかし高浜3・4号は、川内原発1号と同様に、高経年化対策を含む保安規定が運転開始から30年を超えても認可されておらず、法令違反で再稼働そのものがないという問題がある。

規制委が定めた「高経年化対策実施ガイド」では、運転開始後30年を経過する日までに、長期保守管理方針を適用しなければならないと明記されている。高浜3号は今年1月に、高浜4号は今年6月に30年を経過したが、高経年化対策はいまだ審査中であり、今後保安規定が認可されたとしてもそれは無効で、再稼働はそもそもできない。

このガイドは、高経年化対策の審査基準として位置づけられている。そのため高経年化対策の審査会で規制庁は「審査は基本的にこれらガイドに従って行う」と述べている。それにも関わらず、審査・認可が間に合わなくなると、「保安規定変更申請さえ出れば、審査・認可は30年を超えてもいい」と勝手な解釈で自ら定めたガイドや規則をねじ曲げている。川内1号の保安規定はこうやって違法にも認可され再稼働を強行した。高浜3・4号でこれを繰り返させてはならない（8頁参照）。

基準地震動の過小評価と合わせ、高経年化対策の問題点、汚染水問題等を福井県の安全専門委員会や福井・関西の自治体や議員等に広く知らせていこう。

規制委の原子力災害対策指針の改悪に自治体から批判の声

規制委員会の原子力災害対策指針の改悪に対して、自治体から非難の声が強まっている。規制委はパブコメを経て8月26日に、避難時のスクリーニング検査・除染を省略することを決め指針をまたも改悪した。関西広域連合がこれを先取りしていたために「避難計画を案ずる関西連絡会」は各自治体申し入れ時に反対するよう求めていた。滋賀県は、車両が基準値以下なら

乗っている住民の検査を省略する等の改定に反対し意見を出していた。UPZ外から来る避難バスの汚染は、UPZ内の避難者より汚染の度合いが軽度の場合があるからとしている。そして指針改定後も、滋賀県は独自に避難者全員の検査を実施することを決めた。

規制委は4月22日の指針改定では、30km圏外の特別な防護対策必要なし、安定ヨウ素剤の備蓄必要なし、SPEEDI等の予測手法は使わないと決めた。全国知事会は7月22日、これらを批判してSPEEDIの活用等を国に求めている。7月23日の関西広域連合委員会では、内閣府担当者がSPEEDIは使用しないと表明したが、滋賀県知事等がこれを批判した。関西広域連合は、避難計画の実行性が確保されなければ「再稼働する状況にはない」と国に申し入れている（今年4月と昨年12月）。この姿勢が揺るがないよう厳しく監視しなければならない。

避難計画・舞鶴市住民の避難所は決まっていない等、新たな問題が明らかに

「避難計画を案ずる関西連絡会」等による自治体への申し入れや担当部署との面談を通じて、避難計画に実効性がないこと、住民の安全は守れないことが一層明らかになってきた。

(1) 舞鶴市の京都府内避難・事故後に複数の避難所候補の中から決める

防災の基本は、避難所が決まっていることだ。京都府の場合、府内避難と兵庫県への避難が想定されている。舞鶴市は全国でも珍しく立地県外でありながら高浜町と隣接しているためPAZ(5km圏内)を含み、約8万9千人の全市民が30km圏内に居住し避難対象となっている。兵庫避難の場合は基本的に避難所は具体的に決まっているが、府内避難の避難所マッチングはできていない。例えば、5km圏内の松尾・杉山地区住民の避難先でさえ、京都市内12ヶ所の避難所候補の中から、事故後に避難所を決めることになっている。8万9千人もの避難所をこのようにして決めるというのだ。京都府は、「舞鶴市と京都市で決めたことなので関与していない」として、これで「マッチングは完了した」としてしまっている。

(2) 安定ヨウ素剤の保管場所は各市町に一箇所。京都府は30km圏外の保管所も

安定ヨウ素剤は5km圏内は事前配布となっているが、UPZ(約30km圏内)では各市町で一箇所に備蓄してあるだけで、配布方法も決まっていない。京都府の場合、30km圏内7市町の各1ヶ所で、保健センターや病院で備蓄している(この7ヶ所と別に府の管轄で2ヶ所)。備蓄している9ヶ所の内6ヶ所が30km圏外の病院等だ。そのため、遠方に備蓄している安定ヨウ素剤を、30km圏内住民にどうやって配布するかも決まっていない。屋内退避中の住民に、職員が訪問して配布することも不可能だ。一時集合場所に保管することも考えているというがこれも決まっていない(一時集合場所はバスでの避難の場合に集合する場所で、自家用車で避難する場合には基本的に立ち寄らない)。

学校や保育所にも保管しておらず、学校から直接避難する場合に事前服用はできない。放射線防護施設(病院や学校等で放射線対策をした施設。3日間程のろう城)にも安定ヨウ素剤は保管されていない。さらに、30km圏外の住民に対しては「国の指針で必要なしとしているので備蓄予定はない」という。

京都府内の安定ヨウ素剤備蓄場所9ヶ所(は30km圏外にある施設)

7市町の備蓄場所	舞鶴市保健センター / 宮津市保健センター / 伊根町：本庄診療所 / 福知山市民病院 / 綾部市立病院 / 京丹波町病院 / 公立南丹病院
府所管の備蓄場所	舞鶴赤十字病院 / 京都市消防局

他方、滋賀県は避難元となる高島市と長浜市の学校・保育園等に安定ヨウ素剤を保管している。3才児未満の乳幼児用には粉末とシロップも保管している。30km圏外の兵庫県篠山市(高

浜原発から約 50 km)は、希望する住民から事前配布することを決めた。また、京都府亀岡市(同 60 km圏)、兵庫県西脇市(同 70 km圏)、滋賀県彦根市(同 70 km圏)でも既に備蓄している。自治体申し入れの中では、昨年と違って「備蓄を検討したい」と答える市町も増えてきている。これらは、福島県の子どもたちの甲状腺がんが多発していることと無関係ではない(6月末時点で 138 名)。

安定ヨウ素剤は、甲状腺に放射性ヨウ素を取り込む前に服用しなければ効果はない。子ども達の健康を考えれば学校や保育園等に保管することは最低限必要だ。一般住民に対しても事前配布でなければ意味がない。30 km圏内では、毎時 500  $\mu$ Sv という高い線量になって即時避難というのが国の指針だ。例えば、毎時 400  $\mu$ Sv の高い線量の中を、自治体職員は各戸に配布して回れるのか。京都府の U P Z 内住民は約 12 万 8 千人にも達する。もちろん放射能の影響は甲状腺がんだけではない。兵庫県知事は、事故後約 2 時間で 100 km離れた神戸市にもプルームが到達すると述べている。被ばく前提の避難計画で、どうやって住民の安全を守れるのか。

### (3) 要援護者の避難・具体化できず

避難計画の問題点は多々あるが、要援護者の避難についてはどの自治体も具体化できていない。京都府の 30 km圏内の医療機関・社会福祉施設は、少なくとも 78 施設あるが、避難先施設が「決まった」というだけで具体的に施設名を公表していない。

さらに、5 km圏内の在宅要援護者の避難先は、福知山市の特別養護老人ホームのどこかに避難するというだけで、具体的にどの施設に避難するかは今年度中に決めたいというのみだ。30 km圏内の在宅の寝たきりに近い要援護者の避難先は体育館等の一般住民の避難先と同じになっている。また、避難の手段については、福祉車両を準備したいと言うが、これも具体的に決まっていない。訪問介護等を利用した在宅介護が増える中で、大きな問題だ。

さらに、市町の拠点病院が抱える問題も明らかになってきた。例えば国立病院機構舞鶴医療センターには、新生児集中治療室(NICU)があり、重症の新生児や妊婦も入院している。舞鶴医療センターは「初期被ばく医療機関」にも指定されており、事故時には「原子力施設や避難所等から搬送されてくる被ばく患者の応急処置及び簡易な除染」を実施することになっている。搬送される被ばく者に簡易除染を実施し、院内の重症患者の避難等を事故の混乱の中で同時に行うことができるのか。30 km圏内の拠点病院が同様の事態となる。

これらの問題は、福井・関西に限ったことではない。伊方3号の再稼働が狙われている愛媛県等、全国各地で避難計画の問題を具体的に明らかにし、再稼働反対の声につなげよう。

### 住民説明会等に向け、住民への働きかけを強めよう

京都府知事は8月31日の「高浜発電所に係る地域協議会」(府内7市町等を含む)で、30 km圏内7市町で住民説明会を開くと述べた。具体的な日程や内容は未定だが、区長等の代表者だけでなく住民全体の声を聞くよう働きかけよう。30 km圏内で避難計画や安全性の問題について学習会・座談会等を開いていこう。

自治体申し入れ等で明らかになった避難計画の問題点を広く市民に知らせ、再稼働反対の声を広げよう。関西広域連合と加盟自治体に、再稼働に反対するよう申し入れよう。

おおい町では9月8日から避難計画の住民説明会が始まっている(今後の予定:9月18・24・28日)。地元の人と協力して、避難計画の問題点を住民に働きかけていこう。

安全性の問題について、福井県安全専門委員会、議員への働きかけを強めよう。福井県知事・高浜町長が再稼働同意の表明ができない状況を創りあげていこう。

福井・関西、全国の連携した運動で、再稼働を阻止しよう。